基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十二月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年九月二十八日

沖縄県浦添市城間一丁目二番一号

株式会社アイ・ラーニング

代表取締役　加納　滋徳

株式交換につき通知公告

当社は、株式会社ＳＴホールディングス（住所名古屋市中区丸の内三丁目一六番二九号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

平成二十九年九月二十八日

名古屋市中区丸の内三丁目一六番二九号

株式会社新東通信

代表取締役　谷　喜久郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である柴田一弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月二十八日

東京都世田谷区太子堂三丁目三七番一―Ａ六〇五号

ＧＬＯＢＥＣＯ　ＪＡＰＡＮ，ＬＬＣ

日本における代表者　柴田　一弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である香川昇が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月二十八日

東京都港区芝浦三丁目一四番一九号

ローストン・ファイナンス・リミテッド

日本における代表者　香川　昇

限定承認公告

本籍北海道紋別郡湧別町錦町一七五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤登鯉男

右被相続人は平成二十九年八月七日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十二日釧路家庭裁判所遠軽出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十八日

北海道紋別郡湧別町錦町一七五番地

相続財産管理人　伊藤　邦子

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市南区平楽四四番地、最後の住所東京都世田谷区桜丘三丁目二九番地一一号

被相続人　亡　井上壽美子

右被相続人は平成二十九年六月七日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十九日東京家庭裁判所家事第四部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十八日

東京都世田谷区桜丘三丁目二九番一一号

相続財産管理人　宮原　美香

限定承認公告

静岡県浜松市浜北区新堀二一七番地一、最後の住所愛知県名古屋市西区南川町九二若葉マンション五〇六号　被相続人　亡　佐野　林

右被相続人は平成二十九年四月六日死亡し、その相続人は平成二十九年八月十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十八日

静岡県浜松市南区都盛町九八番地の一テラスハウス袴田Ｃ―一

相続財産管理人　佐野　邦昭

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年九月十四日開催の臨時総会において、払込済出資総額を変更しないで出資一口の金額を二千円から五百円に減少するとともに出資の総口数を四倍にすることを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十九年九月二十八日

兵庫県姫路市飾磨区恵美酒二七〇番地

姫路木材協同組合

代表理事　中塚　一裕

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十八日

掲載頁　五十五頁（号外第八十五号）

平成二十九年九月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所

特定目的会社ＪＲＩＣ１

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十八日

掲載頁　五十六頁（号外第八十五号）

平成二十九年九月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所

特定目的会社ＪＲＩＣ１

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は平成二十九年四月二十五日付官報号外第七十号の八十四頁に掲載されています。

平成二十九年九月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

目黒プロパティー特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億一千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年四月二十五日付官報号外第七十号の八十四頁に掲載されています。

平成二十九年九月二十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　白馬キャピタル８特定目的会社

取締役　中村　武

事業譲渡に伴う仮想通貨交換業の廃止の公告

当社は、平成二十九年九月三十日をもって、仮想通貨交換業を廃止し、仮想通貨交換業の全部を株式会社ＢＭＥＸ（本店所在地　鹿児島市薬師一丁目一八番一三号　Ｍ２ビル　代表取締役　古里　英文）に譲渡することといたしました。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告します。

平成二十九年九月二十八日

鹿児島市薬師一丁目一八番一三号　Ｍ２ビル

株式会社ビットマスター

代表取締役　西　貴義

訂正公告

平成二十九年四月十一日（号外第七十八号）掲載のＡＰＩに係る旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑧に「平成28年３月14日」とあるは「平成29年３月14日」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年九月二十八日

東京都北区豊島五丁目二番二〇―一八〇三号

谷　弘子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一〇二七～八			事務所東京都港区東新橋１丁目12番21号今朝ビル９階 辻誠法律事務所	事務所東京都港区東新橋１丁目12番21号今朝ビル９階 辻誠法律事務所

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月二十八日付第二一〇号
●六月二日付衆会第三一号

一二八ページ●同日付政府調達第一八四号二四ページ
一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）